

軽自動車の車検証が電子化



1月から軽自動車の自動車検査証が電子化されました。車検証にICチップが内蔵され、電子化された車検証の情報が格納されます。

また、車検証電子化に合わせ、車検証の大きさが従前のA4サイズからA6サイズに小型化されます。

電子車検証に格納された情報は、専用アプリ「車検証閲覧アプリ」で確認できるようにになります。専用アプリをインストールすることにより、車検時期のお知らせ

らせりコールのお知らせなどをお手持ちのスマートフォンに通知することができます。

愛知主幹事務所

愛知主幹事務所

☎050(3816)1770

国土交通省

電子車検証

特設サイト



軽自動車の名義変更・廃車の届出はお早めに



軽自動車税(種別割)は、4月1日現在の所有者に課税されることから、直前の3月は名義変更や廃車の届出が集中し、窓口が大変混雑します。届出は可能な限り3月中旬頃までに済ませてください。

■原動機付自転車、125

CC以下の二輪、小型特殊、

ミニカー

関役場税務課 内線113

■軽三輪、軽四輪

関軽自動車検査協会

愛知主幹事務所

☎050(3816)1770

■126〜250CCの二輪、

251CC以上の二輪

関愛知運輸支局

☎050(5540)2046

軽自動車

検査協会



愛知運輸支局



入学通知書

今年4月に小学校へ入学する児童(平成29年4月2日〜平成30年4月1日生まれ)の保護者あてに、入学通知書を送付しました。

●次の方は問い合わせ先へ

・通知書が届いていない方
・転居の予定がある方

●その他

就学時健康診断で疾病・異常の疑いが見られた児童は、入学前に医療機関を受診することをすすめします。

関学校教育課 内線175

「食べる力」をチェックする 研究調査へご協力ください!

「食べる力」(摂食嚥下機能)は年を重ねるとともに少しずつ変化します。国立長寿医療研究センターでは、新しい検査方法(嚥下CT)を用いて、「食べる力」について加齢の仕組みを調べる

研究を行っています。研究

に関する調査に協力して「食べる力」をチェックしてみませんか?

●調査期間

令和7年3月31日(月)まで

※調査日は申込時に日程調整

●対象 ①〜④を満たす方

①年齢20歳以上の方

②嚥下障害と関係する病気がん、肺気腫などのない方

(脳卒中、口や喉周辺の

③一般的な食事を1日3食、

食べている方

④背もたれを後方に倒した

姿勢(リクライニング60

度)で5分以上座ってい

られる方

●その他

・詳細は2次元コードまたは問い合わせ先へ

・調査終了後「食べる力」

健康チェックの結果、

QUOカード(3000

円分)をお渡しします。

・町と国立長寿医療研究セ

ンターとの連携協力協定

に基づき、この調査に協

力しています。

関国立長寿医療研究セン

ター 健康長寿テクノロ

ジー応用研究室

☎(46)2311

※受付時間

火、木、金曜日

午前9時〜午後4時



令和5年分確定申告 スマホ申告説明会を開催!



ご自身のスマートフォンとマイナンバーカードを使用して、役場職員と一緒にPDFで税務署に申告するまでを講義形式で説明します。

●対象

給与または公的年金等の雑所得を申告する方で、社会保険料、小規模企業共済等掛金、生命保険料、地震保険料、扶養控除、本人控除、寄附金、医療費の控除を追加する方

●とき

2月16日(金)～3月15日(金)の平日

- ①午前8時45分～10時15分
- ②午前10時30分～正午
- ③午後1時～2時30分
- ④午後2時45分～4時15分

●ところ

役場西会議室棟1階
会議室

●定員 各回5名

●持ち物

- ・源泉徴収票などの申告書作成に必要な書類
- ・マイナンバーアプリをインストールしたスマートフォン

トフォン

・マイナンバーカード

※署名用電子証明書(英数字6桁～16桁)・利用者証明用電子証明書(数字4桁)が必要

・過去にPDF等を利用した方は、利用者識別番号と暗証番号のわかる書類

●申込み

2月5日(月)～、2次元コードリンク先から申込み
国税務課 内線112



2月5日～16日は 「カラス対策強化週間」

カラス対策にご協力ください

カラスの被害を減らすため、東浦町・大府市・東海市で連携して取り組みます。エサとなる生ごみなどの管理の徹底にご協力ください。

皆さんで集中的に行うことが効果的です。

- ・エサになりそうな野菜・果実のごみはきちんと処分しましょう。
- ・生ごみは家の外に放置しないようにしましょう。

・ごみは収集当日(午前8時まで)に出しましょう。
岡農業振興課 内線344



道路の幅員確保にご協力を!

道路は良好な生活環境の確保と災害時の避難、消防活動の助けなど、大切な役割を果たしています。このため、家を建てるときは、最低4メートルの道路幅員を確保しなければなりません。4メートル未満の道路に接して建築する場合には、建築基準法に基づき、道路の中心から2メートル後退することになっています。

●ポイント

- ・土地を買い取る際の測量および登記の手数料を町で負担します。
- ・舗装などの整備も行います。

●新築や建て替えを行わない場合

新築や建て替えを行わない場合でも、前面道路が4メートル未満の場合は、道路後退用地制度(買取りまたは寄付)を利用していただきます。

だき、道路の幅員確保にご協力をお願いします。

■問い合わせ

●後退用地の買取り・寄付およびその後の工事について

道路河川課 内線305
都市計画課 内線266

